

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

組織の主役は「職人」！

●主役は職人

何年か前に日本の職人の技を紹介するTV番組を観ました。小さな町工場で職人さんたちの職人技で作られたモノが海外に輸出され、海外の職人さんたちに使われ高級な商品を生み出している。

日本の職人さんたちをビデオで見た海外の職人さんからの「こんなに愛情を持って作っていただいたモノを使えることに誇りを感じます」というコメントに感激して日本の職人さんたちが涙を流す...そして最後に町工場の全員が並んで笑顔の場面。日本の大切な職人技術を紹介し守っていこうとするとても面白く良い番組でしたが、全員が笑顔で並ぶ場面で職人さんたちの脇に並ぶ社長さんを見ながら「こういう会社の主役って職人さんなんだな～、社長っていう仕事は雑用係みたいな脇役なんだな～」と感じたのを思い出します。

●社長は脇役

笑顔で並ぶ職人さんたちがモノ作りだけに拘っている中で、社長だけが別の事を考えているのを知っています。社長の頭の中は「この製品の需要をどう開拓しよう？どこから営業すれば良いのか？今月の資金繰りはどうする？高齢の職人の技術承継はどうする？技術革新し新製品を生み出すためには？」...

改めて、組織の中では社長って孤独な仕事なんだな～と思いました。

中小企業の社長は三つの人格を必要とされます。

【職人】「良い仕事をするなら人任せにせず自分でする」仕事の目的よりも**自分が動いてモノを作りそれにより目的が達成されることに満足を感じる人**。いわば「現在を生きる人」。

【管理者】計画を立て人員配置や仕事の分担を決め仕事を進めることに意義を感じる実務家。**変化を嫌い安定と効率を好み、問題点を潰すことに拘る人**。いわば「過去を生きる人」。

【起業家】ビジョンと夢を持ち未来に向かって変化を起こそうとする人。ただ、夢と空想の世界に住んでいて現実には疎いタイプ。**変化を好みチャンスに拘る人**。いわば「未来を生きる人」。

中小企業の場合にはこの三つの人格を一人の社長が担わなければならない場合があります。日本の中小企業の社長は職人タイプ70%、管理者タイプ20%、起業家タイプ10%と言われています。

●役割を生かす組織づくり

中小企業が発展する課題の一つである「組織づくり」のためには上記の会社に必要な三つの人格から役割、責任、分担を考えると分かり易いと思います。

- ・社員は職人に育てる。会社の主役は職人である社員です。自分の仕事にこだわりと責任を持って自律して仕事をこなせる社員を育て、ビジョン・理念の教育により共創性を育てます。
- ・幹部や片腕は管理者として育てる。社員を巻き込み合理的・効率的に現在の仕事を計画通り進め、現実には疎い起業家社長を支えることのできる片腕、NO. 2を育てるのは至難の業と言われます。
- ・社長は起業家であれ。チャンスを見出し現状を壊し未来を創り出すのが役割です。そのためには現実を管理する片腕を育て、実務をこなす職人を育てる必要があります。それが「経営」「組織」です。

そう考えるとyoko-soも、職人気質でプロ意識の高い栃倉や西尾。実務家として部下を巻き込み計画的に実務を進める所長の山本、夢の世界で生きているような(笑)私のバランスをもっと生かせる組織を改めて目指す必要があるのかもしれない。幹部が40台になり各々の役割が固まってきました。

今月のワンポイント!

(担当:鈴木博貴)

◆新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

政府より令和3年1月7日 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されました。その内容と協力金の内容について、確認していきましょう。

●緊急事態宣言の内容ポイント (内閣官房HPより抜粋)

— 期間、対象エリア、目的 — *2021年1月9日時点

- 1/8 (金) ~ 2/7 (日) (31日間)
- 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (1都3県)。
- 首都圏を中心に、新規感染報告が過去最多を記録し続け、医療体制がひっ迫しています。この現状に歯止めをかけ、減少傾向に転じさせることが目的です。
- これまでの感染拡大期の経験や、国内外の様々な研究などの知見 (例えば、感染経路の分析) を踏まえ、より効果的・集中的な感染防止策を講じます。

●新型コロナウイルス感染症拡大防止 協力金について (例: 神奈川県)

*各県にて対応が異なる場合がございますので、最新情報をご確認ください。

神奈川県の発表内容を例に、記載いたします。

神奈川県にて、第3弾、第4弾 (12/18~1/11) に続き、第5弾の内容が発表されました。

- 期間…令和3年1/12 (火) ~令和3年2/7 (日)まで
- 対象地域…神奈川県全域
- 対象施設…原則として食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗
※いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設 (バー・キャバレー等) も含みます。
※第3弾、第4弾と異なり、酒類の提供要件はありません。
※通常の営業時間が5時から20時までの店舗は対象外です。
- 要請内容…5時から20時までの時間短縮営業 (酒類の提供は11時から19時まで)

2. 交付額

1店舗あたり最大162万円

- ※時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×6万円」を交付します。その場合、時短営業を開始した日から令和3年2月7日まで連続して時短営業することが必要です。「時短営業した日数」の考え方は下表をご参照ください。
- ※対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、一括して申請してください。対象店舗数に応じて、合算して交付します。

「時短営業した日数」とは <20時までの時短営業 (1月12日~2月7日) について>

○: 時短営業した日 ×: 時短営業しなかった日 ※酒類の提供は11時から19時まで。
☆: 定休日や従来の営業時間が20時より前の日 ※交付対象期間は表中の青色部分です。

日 NO	1/12	13	14	15	16	2/3	4	5	6	7	交付対象期間	交付金額	考え方
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/12~2/7	162万円	時短営業を開始した日から令和3年2月7日まで連続して時短営業した期間が対象です。時短営業中に、定休日や従来の営業時間が20時より前の日があっても対象です。
2	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	2/4~2/7	24万円	
3	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1/13~2/7	156万円	
4	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	☆	1/12~2/7	162万円	
5	☆	☆	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	1/15~2/7	144万円	
6	☆	☆	☆	○	○	☆	○	○	×	○	2/7	6万円	
7	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	☆	なし	0円	時短営業しなかった時点で、それまでの期間は対象外です。
8	☆	○	○	○	○	○	○	○	×	×	なし	0円	

*注意

連続して時短営業することが必要。

○神奈川県では、実際に街の見回りを実施しているようです。

(要請に応じず、営業している店舗があることを把握しているようです。)

違反が判明すると交付金額に大きく影響しますのでご注意ください。

●最後に

申請には、提出書類 (写真等) や申請期間がございますので内容のご確認をお願いいたします。

第4弾までと異なる点もございます。不明点は弊社担当者までお問合せください。

★ 燃ゆる感染症第10弾！

新型コロナウイルス感染が再び急速に拡大しています。日本では、第3波により1日の感染者数が過去最高の更新を繰り返しています。1月13日現在、日本の累計感染者数297,315名、死者4,145名に達し、世界では累計感染者数92,264,451名、死者1,976,110名にまで達しています。

● コロナが影響

新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減り、住宅ローンなどの返済に困る人が増えているようです。債務の返済が滞ると遅延損害金が発生したり個人の信用情報が傷ついたりするなど、今後の暮らしで不利益になりかねません。深刻な事態を避けるためには早めの対策が重要となります。

住宅ローンは家計の支出でかなり大きな割合を占めています。返済が苦しくなったら、早めに借入先の金庫機関に相談して下さい。金融庁も金融機関に柔軟な対応をするよう求めており、本人の返済余力などにもよりますが、当面の返済額を抑えられる可能性があります。

● ローン返済に困ったら

金融機関にお聞きしたところ、実際に返済条件に関する相談が増えているとのこと。金融庁によりますと3月10日から11月末までに全国の銀行に対して32,430件の申し込みがあり、約78.2%にあたる25,365件が条件変更しています。

返済条件の変更例には、1年間利息だけを支払うことにして月々の負担を大幅に減らすものがありますが、変更期間中は元金が減らないため、1年後からは月々の返済額が変更前よりも増えるために返済期間を延ばすなどして、月々の返済額を見直す必要もあります。

● 奨学金等も条件変更

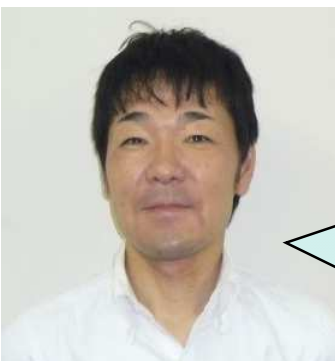
若い世代で利用の多い貸与型の奨学金も返済条件を変更できます。日本学生支援機構（JASSO）の奨学金には、返済が困難なときに月々の返済を減らす「減額返還」や返戻を先延ばしする「返還期限猶予」という制度があります。減額返還では月々の返済を1/2または1/3にする一方、返還期間をそれぞれ2倍、3倍とします。返還期限猶予は1年単位で返済を猶予できます。いずれも返済総額は変わりません。

会社員などの給与所得者の場合、それぞれ年収325万円以下、300万円以下であるなどの条件を満たす必要がありますが、今年の年収が基準以下になる見込みでも対象となるようです。

返還期限猶予では期限が過ぎると急に従来通りの返済負担に戻るため、可能であれば「猶予」より「減額」を選択する方が有利です。

また、返済が滞ると「罰則」を科せられてしまう可能性がありますので、債務に関してはより慎重に、早く相談すべきです。

返済が遅れた分については遅延損害金が発生します。いわば返済が遅れた分の「利息」で、住宅ローンやクレジットカードでは年14%程度が多く見受けられます。クレジットカードの利用が止められたり、住宅ローンの金利が上がったりすることもあります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

返済が3カ月滞ると情報信用機関に「異動（延滞）」情報が登録される可能性が高まります。「ブラックリストに載る」と呼ばれる状態で、返済が遅れた実績が数年間残ります。新型コロナの影響が長引く状況です。一度、ご自身の債務の把握をご確認下さい。

今月の yoko-so



今回は、第33期経営計画発表の様子をお届け致します。真剣に話を聞いている様子をご覧ください！

変わらないは、つまらない。



第33期 経営計画発表会

皆さま、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。横総では、1月8日にTEAMyoko-soの第33期経営計画発表会が行われました。今年は新型コロナウイルス対策として、貸会議室での開催となりました。まず、山本所長より今後のyoko-soが目指す姿とコロナ禍で見えてきた課題についてのお話がありました。yoko-soは地域一番事務所を目指し、①職員数が一番、②売上規模が一番、③ミッション業務で一番、④効率化で一番、⑤働きがい・働きやすさで一番の5項目に力を入れていきます。

そして目標へ向け、今年より各Teamの名称や構成を変更し、それぞれのTeamの役割や課題などを再確認しました。その後には泉代表より、感動することと情熱についてのお話がありました。全員でyoko-soの目指している姿を共有した後は、中期経営計画(5ヶ年)の確認です。2019年よりスタートした「第7次中期計画」も、三年目に突入しました。改めて第7次中期計画について所内全員で確認できたので、今年も気持ちを新たに頑張っていきます！その後、2021年の全体主要方針と各Team毎の行動計画に関する発表を行いました。会の後半では、毎年恒例の個人目標の発表をメンバー全員が行いました。クレドの「一人ひとりが主人公」を体現していけるよう、メンバー一人一人の目標を全員で応援していきます！4月から入社予定のメンバーも参加し、yoko-soについて更に理解を深めてもらいました。



次号予告・編集後記

経営計画発表会も終わり、また新たな1年が始まったという気持ちです。

ここから季節作業、確定申告と繁忙期が続きますがyoko-soは皆様のパートナーとして貢献していけるよう努力してまいりますので本年も宜しくお願い致します。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

仕事ができるということは“判断ができる”こと
小学校から大学まで16年間勉強しても仕事では役に立たない
それは判断する力は知識や技術ではなく価値観だからだ

(株式会社武蔵野 小山昇)

仕事にとっても人生にとっても、より大切なのは「何ができるか (能力・技術)」よりも「何をすべきか (価値観)」にあります。つまり使命を知ることなのではないでしょうか。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 5 3)

★ 新年あけましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。コロナ禍で自宅に籠る年越しでした。日々の忙しさの中で読むことが出来なかった書籍などを読みながらの正月休みでした。近年は地震、台風、水害さらにコロナなどの感染症と経営者にとって企業経営に対するリスクが高まっています。今年も経営者の皆様にリスクマネジメント根幹である企業のリスク診断、BCP対策をご提供させていただきたいと思っております。 (NISHIO)

★ 年末年始にかけて、体調を崩し病院のお世話になってしまいました！(もちろんコロナではございません)そこで感じたのは、日本の医療体制のすばらしさです。誰もが、いかなる時にも安心して治療を受けられる体制は、本当に感謝すべきだと。正直、経済を優先すべきではと考えていた自分にとって、医療を支えてくれている医療スタッフの献身的な姿を目にして、真実は1つではなく立場によって、いくつも存在することを痛感する機会となりました。経済と医療の両立のために、できることを考え・実行します！ (TOCHIKURA)

★ 新年早々、緊急事態宣言が出され物々しいスタートとなりましたが、“これだけは譲れない”ので経営計画発表会を感染対策しながら開催しました。発表会自体が目的ではなく、発表会にこぎつけるまでの過程にとっても大きな意味と効果がありその集大成を確認する場です。改めてずっと取り組んできたからこそ乗り切れた2020年でしたし2021年の変化を確信できた時間でした。主要テーマは自律、共創・共育・共勝。変化を楽しみ時々その取り組みもお伝えしていきます。今年もよろしくお願いいたします。 (YAMAMOTO)

★ ジャジャ〜ン！私、とうとう頭がおかしくなって船を買いました…と言ってもタンカー買った訳でもクルーザー買った訳でもなく「シーカヤック」ですが… 全長5m15cmあるので家に置いておくわけにもいかず(もちろんそんなことしたら家内に殺されます)三浦半島に艇庫を借りました。

北海道のメーカー「ノーライトデザイン」の長期遠征用モデル、ケプラー製。昨夏の知床エクスペディションをガイドしていただいた新谷暁生さんがシーカヤックで冬季世界初南米最南端のケープホーン周回遠征に使用したモデルです。1998年のエベレストで心臓梗塞になり心臓が三割壊死してしまい、もう厳しい登山はできそうにないのでフィールドを海に移して新しい冒険を始めようと思います。まずは二年ほどかけて「日本一周」を目指します。



ただ問題が… 一つ目は「泳げない」、でも大海原に放り出されたら多少泳げても泳げなくても差はないです。二つ目は「シーカヤックは知床エクスペディション一回しか経験がない」、これは今秋の旅立ちに向けて特訓を受けることにします。家内が暗〜い顔でタメ息を着きながら「ふう〜今度は海かい」と… (笑) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2021年2月10日(水)・16(火)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

第121回「法的観点から考える経営リスク」

講師：三宅坂総合法律事務所

弁護士 大場 寿人

日時：2021年2月18日(木)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム(オンラインでの参加も可)

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります